

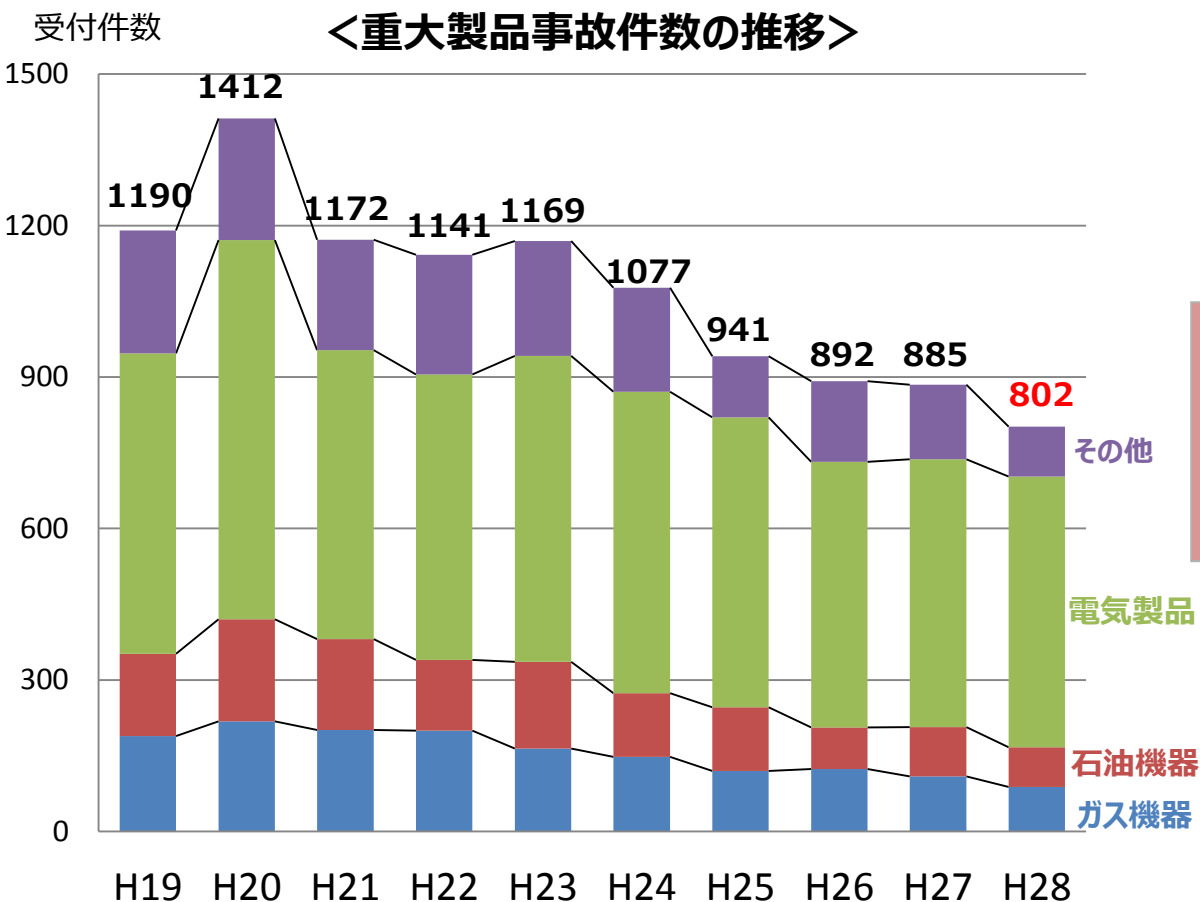
製品安全のスマート化の進捗状況について

平成29年4月10日

経済産業省 商務流通保安グループ[°]
製品安全課

製品安全の現状と今後の施策方針

- 平成28年度における重大製品事故件数は、**合計802件**。減少傾向にあるが、依然として高水準。
- **経年劣化した製品**や、**未回収のリコール品**による重大製品事故も発生しており、これらの事故の軽減に向けた取組を実施。



経済産業省の取組み

I o Tによる製品安全のスマート化

長期使用製品安全点検制度の
登録率向上、点検促進

消費者・事業者への注意喚起

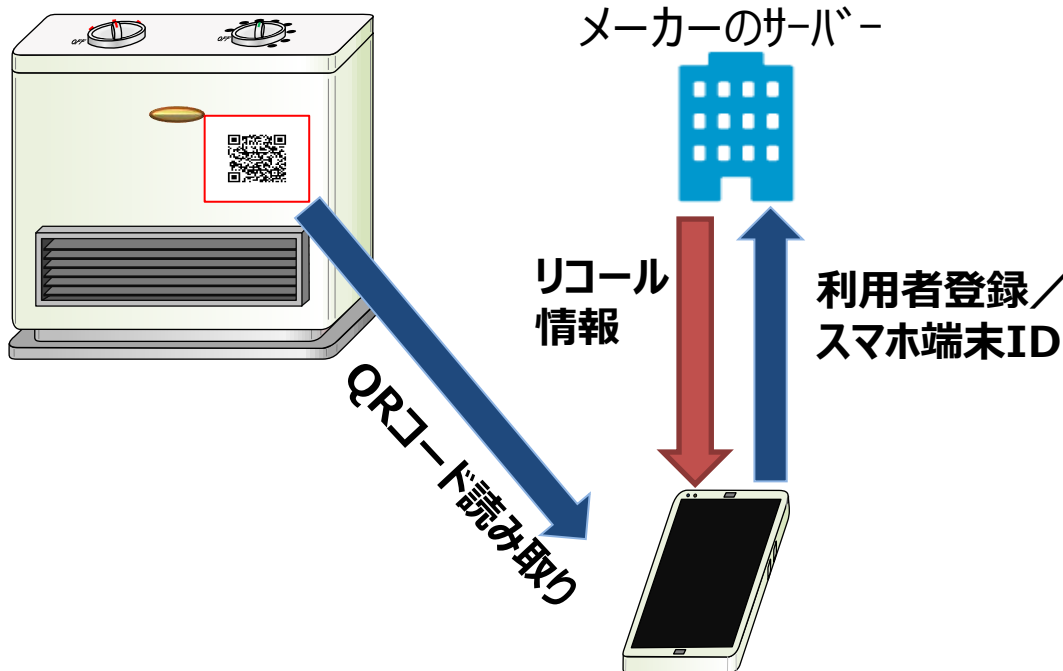
指定品目の技術基準、表示規制
違反製品への改善指導

I o Tによる製品安全のスマート化①（製品トレーサビリティの確保）

IOTを活用した、新たな情報伝達手法の開発により、リコール時の回収率向上を期待。

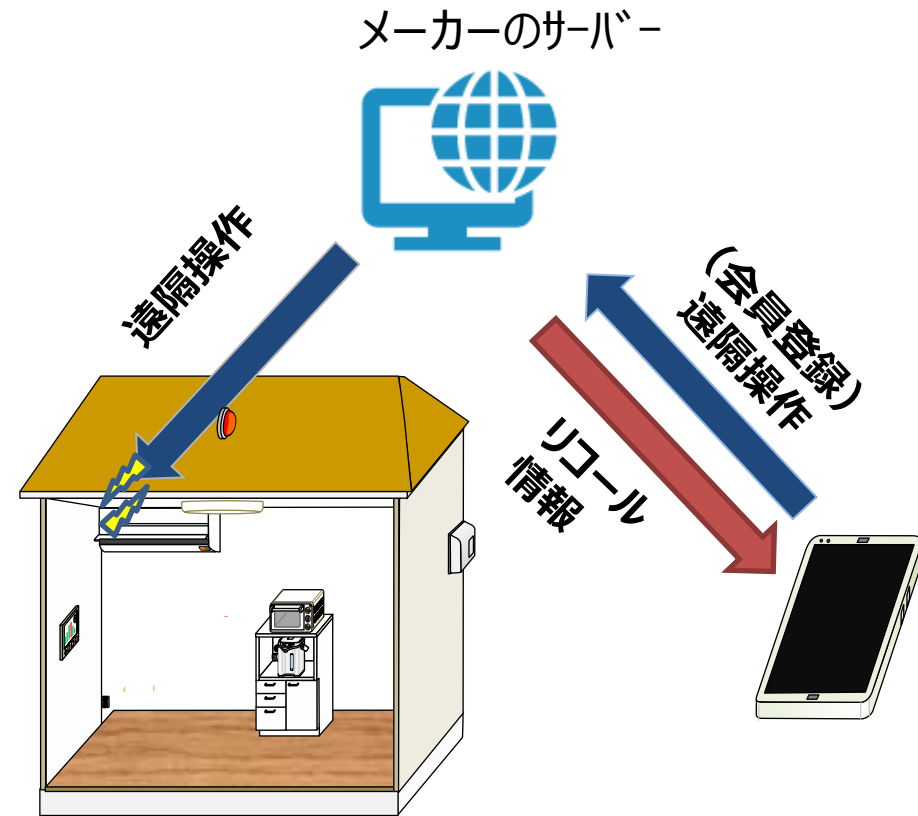
利用者登録／スマホ端末ID

- 製品に貼られたQRコードにより、利用者登録を行う。登録したアドレスにリコール情報が届く。
- または、個人情報入力なしに、スマホ端末にリコール情報が届く。



遠隔操作機能の活用

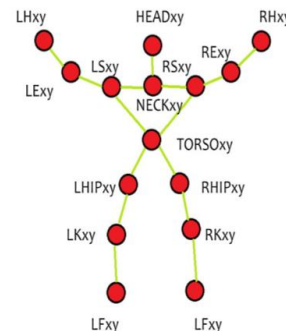
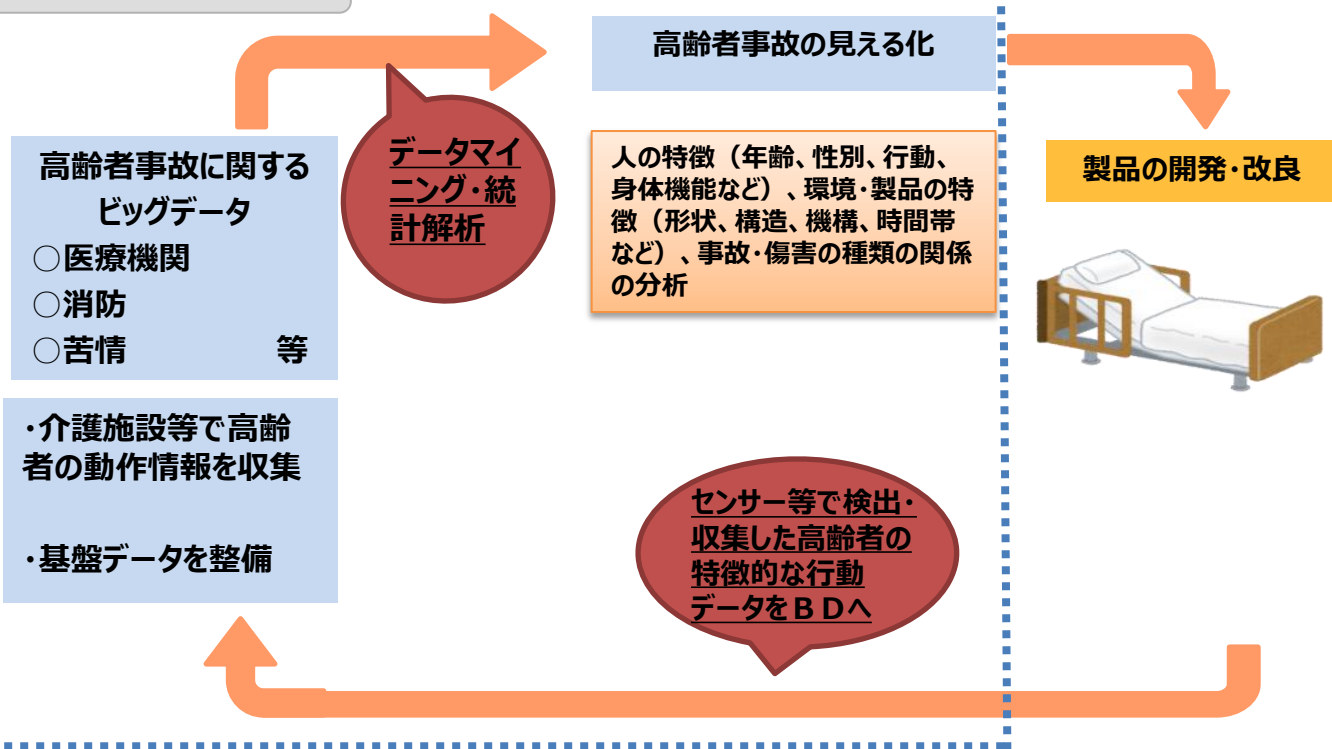
- スマートフォンからサーバーを経て、自宅やオフィスの家電を遠隔操作する技術を応用し、リコール情報をユーザーに届ける。



I o Tによる製品安全のスマート化②（B D技術を活用した高齢者向け製品の安全性の向上）

- 消防や医療機関等の関係機関が保有する高齢者事故情報等をビッグデータ解析を活用し、高齢者の事故の特徴を明らかにする。（**高齢者事故の見える化**）
- 介護施設等にカメラ等を設置し（6 施設/ 2 在宅）、収集した高齢者の動作情報から高齢者向けの製品開発に活用するための**基盤データ**（動画ライブラリー）を整備。
- 将来的には、通報や駆けつけ等のサービスとパッケージ化された高齢者向けの安全性の高い製品開発へと繋げる。

平成28年度委託事業



長期使用製品安全点検制度の概要

- 経年劣化による製品事故を未然に防止するために、平成 21 年 4 月、長期使用製品安全点検制度が導入された。
- 本制度は、経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定。**所有者は、氏名、住所等の情報をメーカーに提供。**点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知する制度。
- **製品の引き渡し時に立ち会う事業者**（販売事業者、設置工事事業者、不動産会社、工務店等）には、製品に同梱されている所有者票の記載を購入者に促すことや、購入者に了解を得て代行記入することが求められている。

特定保守製品【9 品目】

平成 21 年 4 月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



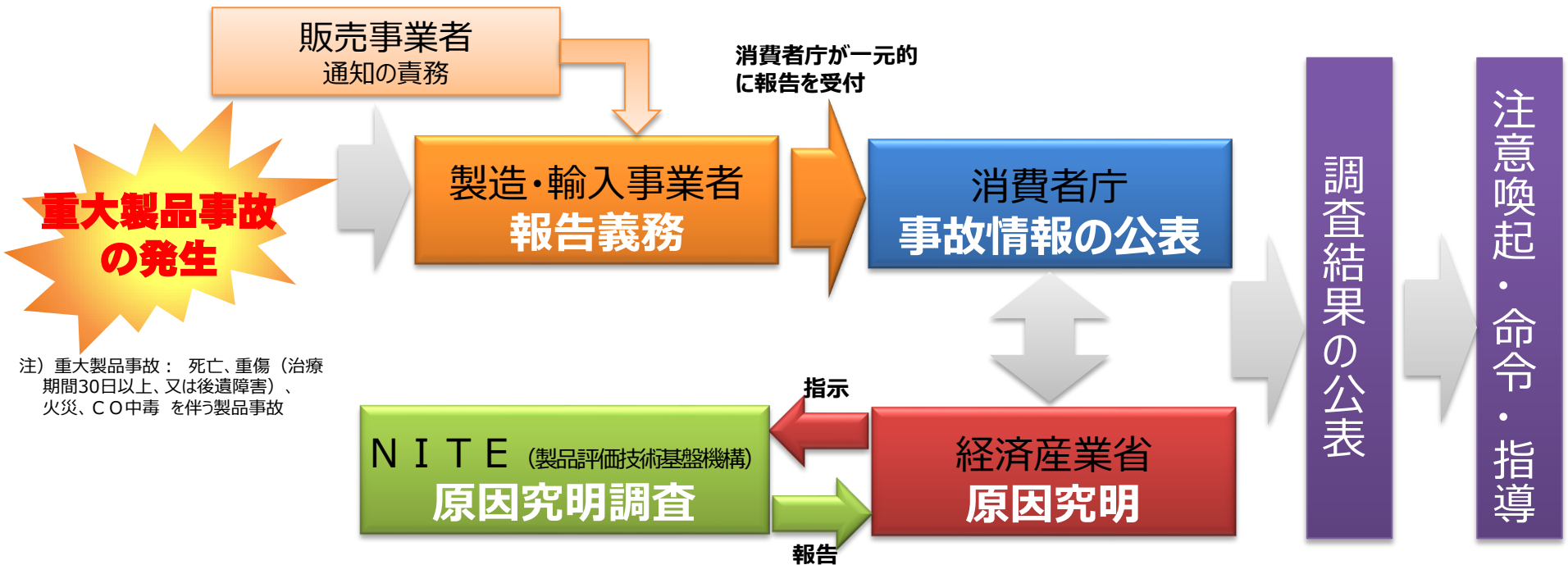
石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

消費者・事業者への注意喚起（重大製品事故報告・公表制度）

- 製造・輸入事業者が、重大製品事故の発生を知ったときは、**10日以内に消費者庁に報告**することを義務付け。（消安法第35条）
- 販売事業者等が知ったときは、製造・輸入事業者に通知する責務がある。（消安法第34条第2項）
- 消費者庁は、当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、NITEに対して原因究明調査を指示。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。



※平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が担当。